

令和7年度島根県（中国山地）浜田管内指定管理鳥獣捕獲等事業 仕様書

(1) 事業の名称

令和7年度島根県（中国山地）浜田管内指定管理鳥獣捕獲等事業

(2) 事業の目的

島根県中国山地におけるニホンジカは、近年、目撃情報や捕獲実績が増加してきている。この地域においては、ニホンジカの生息を前提とした農林業が行われていないため、今後の分布拡大により大きな農林業被害の発生が懸念される。

一方、対象とする中国山地は広大であり、今後、効率的な密度管理を進めていく必要がある。本事業では、局所個体群を対象とした小面積での捕獲に取り組み、広域に生息するニホンジカの効率的な密度管理を行っていくための基礎資料を得ることを目的とする。

(3) 事業の実施位置

雲月国有林（島根県浜田市旭町坂本、金城町小国）

(4) 事業の履行期間

事業の履行期間は、契約日の翌日から令和8年1月31日とする。

（捕獲期間：令和7年10月～12月上旬のうち50日間を予定）

(5) 事業の内容

1) 捕獲方法

事前踏査に基づき、捕獲開始日に足くくりわなを20基設置し、ニホンジカを適切に捕獲する。捕獲期間内に、10頭の捕獲活動を行うものとする。足くくりわなにおいては設置場所をGPSで記録し、設置位置を図面に記録すること。足くくりわな及び捕獲通報装置は島根県から貸与された機材を使用すること。

2) 捕獲実施期間

履行期間のうち 50 日間。

20 基すべての足くくりわなの作動状況を確認するため、捕獲通報装置の発信確認は毎日行うこと。1 勤 2 休の頻度でわな設置場所まで行き、状況などを目視で確認すること。

3) 捕獲個体の処分

捕獲個体は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、適正に処分すること。

4) 捕獲実施計画書の作成

捕獲作業に先立ち、下記事項を踏まえた捕獲実施計画書を作成し、捕獲実施計画書に基づき事業を実施する。

【業務目的】業務概要、業務期間等を記載すること

【捕獲計画】捕獲計画概要、捕獲方法、捕獲実施期間、わなの設置、見回り、止め刺し、個体処理、捕獲時の記録、錯誤捕獲対応、記録写真、事業工程等について記載すること

【安全計画】地元への周知、看板・表札、緊急連絡体制、安全管理について必要な事項等について記載すること

【作業記録】作業日報（様式第 1 号）、わな稼働記録表（様式第 2 号）、捕獲個体記録票（様式第 3 号）を記載すること

5) 必要な許可の取得や関係機関との調整

受託者は事業に必要な許可を取得する。また、委託者が実施する関係機関との協議に受託者も出席し、必要な情報を共有する。

6) 錯誤捕獲の場合の対応

ニホンジカ以外の鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、受託者はあらかじめ捕獲許可を取得し、捕獲した場合には適切に処分する。ただし、ツキノワグマが捕獲された場合には、速やかに県に連絡し、指示を受けるものとする。

7) 実績報告

見回り及び捕獲等について記録をとりまとめ、委託者に報告する。

(6) 安全管理

業務実施中には、事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為、その他公共に迷惑を及ぼす行為等のないように十分注意を払うこと。

業務実施中に、業務の実施に影響を及ぼす事故または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等を委託者に報告すること。

(7) 提出物

1) 完了報告書

2) 作業日報（様式第1号）、わな稼働記録表（様式第2号）、捕獲個体記録票（様式第3号）（捕獲個体写真含む）、捕獲個体の尾、わな設置位置図面、記録写真

3) 報告書電子データ 1式

(8) その他

積雪等により、業務継続が困難となった場合は、委託者と協議の上、捕獲実施期間を短縮し、減額の設計変更を行う場合がある。

そのほか、本仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合には、委託者と協議を行う。